

自然災害が労働者に与える影響

佐藤 主光

近年、地震・風水害等自然災害が多発している。労働者の雇用や所得にも大きな影響を及ぼすことになる。こうした自然災害への備えとしては大きくリスクコントロールとリスクシェアがある。前者の例が事業継続計画（BCP）の作成だ。BCPとは災害時等において事業の継続・早期復旧に向けて非常時の対応方法をあらかじめ、取り決めておく計画を指す。特に地域経済の雇用を支える中小企業の復旧、事業再開の早期実現に向けてBCPが欠かせない。平時から地方自治体等が「必要に応じてBCP等の事前の備えを促す取組を進めていくことが非常に効果的であると考えられる」（中小企業の災害対応の強化に関する研究会（平成30年3月29日））。地域全体で防災を進めるという観点からも自治体の他、地域の金融機関や商工会の役割が重要であろう。しかし、中小企業などは被災するリスクを過小に評価しているかもしれない。「自分だけは大丈夫」と考えがちになり、災害が「自分事」になり難い。とはいえ、BCPの作成は雇用を守る観点からも（雇用主としての）企業の責任であろう。よって、信用保証など災害時に利益を得る方策に加えて、平時（事前）の経営に好影響になるような融資の優遇があっても良い。例えば、地域金融機関の貸し出しや自治体等の公共調達などにおいて相手企業にBCPの作成を求めることだろう。

災害時のリスクシェアとしての労働者への支援に「雇用調整助成金」がある。雇用調整助成金は従業員の雇用を維持して休業手当を支払う事業主を助成し、もって賃金の支払いを確保する仕組み

である。コロナ禍においても活用されてきた。しかし、手続きが煩雑なこと、支給まで時間が掛かることから非正規雇用を含めて労働者を休業させているにもかかわらず、雇用調整助成金を申請せず、休業手当を支払わない雇用主も少なくなかった。本来、支援を必要とする者を的確に支援するには（雇用主の有無やその状況の如何に拠らず）当該者に対して直接的に支援を施すことがあって然るべきだろう。

その一つが平時から働き手に対する新たなセーフティーネットを作っておくことだ。諸外国では「勤労税額控除」（給付付き税額控除）などとして実施されてきた。従来型のセーフティーネットでは対象にされてこなかった低所得の勤労世帯（ワーキングプア）への所得移転ができるようになる。わが国でも「社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理」を行った上で、「課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組み」を通じて「若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応」が期待されている。「社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用」という観点もある（政府税制調査会 2007年11月）。

多くの労働者は平時においては社会・経済の支え手である。（特に中小企業の）BCPの作成＝リスクコントロールと新たなセーフティーネット＝リスクシェアはこうした支え手を支える仕組みとなるだろう。

（さとう・もとひろ 一橋大学政策大学院・経済学研究科教授）